

平成18年5月9日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員
堀 田 正 君
(電話番号 03-6215-9955)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は平成18年5月8日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 業務執行の基本方針

当社は以下のグループ経営理念・グループ CSR 憲章を掲げ、事業活動を行っております。セガサミーグループ各社もこれらに従い、それぞれの事業領域にあわせ経営理念・CSR 憲章を制定し、事業活動を行っております。

『グループ経営理念』

私たちは、世界中のあらゆる人々に
夢と感動溢れるエンタテインメントを提供し、
豊かな社会の実現と文化の創造に貢献します。

『グループ CSR 憲章』

(前文)

グループ CSR 憲章制定にあたり、私たちは企業の社会的責任（CSR = Corporate Social Responsibility）の遂行を経営の重要課題と考えています。

社会に生き続ける「企業市民」として、CSR の精神に鑑み、すべての法令・社会規範を遵守し、ステークホルダーとより良い関係を築くことで、健全な経営の実現と社会的な責任を果たせるものと考えます。そのための業務執行の指針として、ここに CSR 憲章を掲げます。

With Customers ～お客様との関係～

私たちは、いつの時代においても、お客様とともに歩みながら、夢と感動溢れるエンタテインメントを提供し続けます。

With Partners ～お取引先との関係～

私たちは、取引先と公平・公正な関係を保ち、互いに切磋琢磨し、良きパートナーとして、共に夢と感動溢れるエンタテインメントの提供を目指します。

With Shareholders and Investors ～株主や投資家との関係～

私たちは、グローバルな視点をもって事業を展開し、継続的な成長・企業価値の最大化を目指してまいります。そして、適正な利益還元と適時的確な情報開示をとおり、透明な経営を図り、株主・社会の期待に応えます。

With Employees ～社員との関係～

社員一人ひとりの創造性とチャレンジ精神がグループ発展の源であり、最大の財産です。私たちは、社員がもつ限りない可能性を最大限発揮できる企業文化を育み、ともに成長していきます。

With Society ～社会との関係～

私たちは、企業市民として社会を構成する一員であることを強く自覚し、本来の事業活動の繁栄を通じて社会に貢献するだけでなく、芸術・スポーツなどの文化の発展支援、地球環境保護への取組みを、積極的かつ自主的に行います。

なお、セガサミーグループは社員がグループ CSR 憲章を理解し、その精神に基づいた行動を実践するための指針・準則として、グループ CSR 憲章をさらに具体化した「グループ行動規範」を社員向けに制定し、周知徹底を図っております。

2. 内部統制システム整備の基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループ CSR 憲章及びグループ行動規範を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝える。さらに、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、管理本部を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督に係る経営管理組織に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うため監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び当グループのCSR活動を統括するCSR統括委員会に、コンプライアンスに関する統括機能を持たせ、役職員が法令定款その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準としてグループCSR憲章及びグループ行動規範を定め、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。
- 2) 使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。また、その通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制として、業務上の報告経路のほか社内コンプライアンス担当部門及び社外の弁護士を受付窓口とする通報窓口を整備する。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社にグループ役員連絡会、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題または重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室に所属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人とする。
- 2) 前項の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
- 2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- 2) 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- 3) 監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

尚、当社グループ上場子会社である株式会社セガトイズ、株式会社サミーネットワークス、株式会社トムス・エンタテインメント、株式会社日商インターライフにつきましても、当社基本方針に沿い、内部統制システムの基本方針につき決議予定です。決議後、各社より速やかに開示いたします。

以上